

職員自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクト」による フェイスブックページの開設及び栃木市との協定の締結について

概要

栃木市職員の自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクト」の管理・運営による、職員が投稿するサポーター型フェイスブックページを開設する。また、運営にあたり市との相互協力を図るために協定を結ぶもの。

目的

市公式フェイスブックでは紹介しきれない市内のイベント、団体の活動、身近な話題などを、職員から市民の目線に近い形で、タイムリーに市内外へ発信する。

開設の背景

現在の市公式フェイスブックページでの掲載内容は、公平性の観点から、主に行政情報や、市の主催・共催・後援等のあるイベント等に限られ、客観性が求められるため個人的な意見の掲載も難しい。また情報発信のタイムリーさにも限度がある。

市の情報発信力の強化が求められる中で、鮮度の高い情報を市民感覚に近い形でかつタイムリーに発信していくために、職員によるサポーター型のフェイスブックページが必要と考え、自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクト」が職員提案制度「市長ホットライン」を通じて提案したものである。

期待される効果

- 「栃木市の一番のファン」とも言える市職員が、市内のイベントや自らのおすすめスポット、自慢の一品などを記事として掲載することで、市公式フェイスブックページでは紹介できないローカルかつコアな情報をフェイスブックの読者と共有し、本市が持つ多面的な魅力を広く伝えることができる。
- 現在の市公式フェイスブックがもつ宣伝力を活かし、情報を共有（シェア）することで効果的に拡散することができる。

管理・運営

別紙「運営ポリシー」に基づき、「とちぎSNSプロジェクト」が行うものとする。

公開時期

平成28年10月14日（水）※記者会見後より公開予定

職員自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクトとは」

本市の採用1年目～11年目の職員10人による自主研究グループ。名前の「SNS」とは、「職員提案」の英語名 (Suggestions from a New Standpoint) の頭文字からとっている。

業務内容の壁を越えて定期的に情報交換し、そこから見えてくる課題に対して、職員提案制度を通して改善策の提言を行うことで、職員一人ひとりの能力向上、より効果的・効率的な業務を実現するためのヒントを探る活動を行っている。さらに、他自治体で同様の活動を行う職員と連携し、連携によって得た成果を職場内で広く共有するとともに、「常に一步前を目指す」積極的な職場風土づくりに取り組んでいる。

近隣他市の状況

- 宇都宮市…「宇のコト」宇都宮ブランド推進協議会メンバーの投稿によるフェイスブックページ。広報広聴課が事務局となっている。
- 日光市…職員の自主研究グループの運営・投稿によるフェイスブックページ「日光シティプロモーション」がある。非公式だが、市公式フェイスブックページがないため、行政情報もこの中で合わせて発信している。
- 小山市…「おやま広報特派員」市より認定された特派員が個人のSNSやブログなどの中で市内の情報を発信。個人管理のページで発信しているため、情報が集約されていない。

問合せ とちぎSNSプロジェクト 地域づくり推進課 福田 TEL0282-21-2331

とちぎSNSプロジェクト 運用ポリシー

【目的】

本フェイスブックは、栃木市のイベント、観光情報、身近な話題などを職員の見線から発信し、多方面からタイムリーな魅力を市内外へ伝えることを目的としています。

【運用管理者】

栃木市役所職員自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクト」

※このページは、栃木市の公認ページとして栃木市役所職員の自主研究グループが運営するものであり、栃木市公式ページではありません。

【発信者】

栃木市役所職員自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクト」及び主旨に賛同する職員

【禁止事項】

本フェイスブック上において、以下に該当する投稿は禁止します。万一、ユーザーによる投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合には、投稿者に断りなく、投稿の全部または一部を削除することがあります。

ア法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容

イ特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容

ウ政治、宗教活動を目的とする内容

エ著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するおそれがある内容

オ営業活動、その他営利を目的とする内容

カ人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容

キ公の秩序または善良の風俗に反する内容

ク虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させる恐れがある内容

ケ本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等プライバシーを害する内容

コ有害なプログラム

サわいせつな表現などを含む内容

シ他のユーザーまたは第三者になりすました内容

スその他管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

【免責事項】

ア管理者は、本フェイスブックに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。また、投稿の内容については投稿者の個人的な見解であり、栃木市の公式見解ではありません。

イ管理者は、ユーザーが本フェイスブックを利用したこと、もしくは利用できなかったことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負いません。

ウ管理者は、ユーザーにより本フェイスブックに対してなされた投稿について一切の責任を負いません。

エ管理者は、本フェイスブックに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル、紛争が発生した場合でも一切の責任を負いません。

【知的財産権】

当ページに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、原著作者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【運用方針の変更】

管理者は、ユーザーへの予告なしに本運用ポリシーの変更を行う場合があります。

栃木市職員自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクト」と栃木市における フェイスブックページ運営に関する協定書（最終案）

栃木市職員自主研究グループ「とちぎSNSプロジェクト」（以下「甲」）
と栃木市（以下「乙」）は、相互の連携及び協力を図り、次に掲げる目的
を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲がフェイスブックページ「いいもんめっけ！～と
ちぎ魅力速報～」を運営するにあたり、次の事項において乙との相互
協力を図ることで、職員が目線から市の情報を発信し、市の魅力をP
Rすることを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組
むものとする。

- (1) 甲は、上記フェイスブックページにおいて積極的かつ効果的に市のPR
に努めること。
- (2) 乙は、上記フェイスブックページのPRについて努めること。
- (3) 写真、映像、その他PRに必要とされる資料について相互に提供しあう
こと。
- (4) 相互の情報を効果的に共有（シェア）し、より情報発信の強化を図るこ
と。
- (5) 乙は、上記フェイスブックの運営において必要に応じて甲に対し助言を
行うことができる。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとす
る。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙のいずれからも解除の
申出がないときは、期日満了日の翌日から1年間ごとに更新されるも
のとする。

- 2 期間の途中でこの協定を解除する場合は、解除日の1か月前までに
申出を行う。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項及び内容を変更する事項については、
甲乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が署名
の上、各自1通を保有する。

平成28年10月 日

(甲) 栃木市万町9番25号(栃木市役所内)

とちぎSNSプロジェクト

代 表 _____

(乙) 栃木市万町9番25号

栃 木 市

市 長 _____